

# 川崎市公金危機対応方針

## (趣旨)

第1条 この方針は、本市公金取扱金融機関に係る経営状況の悪化、公的資金注入、経営破たん等の金融危機時に際し、本市公金（企業会計で取り扱う資金を含む。）を所管する会計管理者及び局長等の迅速かつ適切な対応に資するため、必要な事項を定めるものである。

## (基本方針)

第2条 金融危機時における対応は、本市公金の安全性確保を第一とし、円滑な業務の執行を図るとともに、併せて地域経済の安定確保に努めるものとする。

## (具体的対応)

第3条 金融危機時において、会計管理者及び所管局長等は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 正確な金融情報の把握と分析
  - (2) 債権債務の相殺及びそれに係る予算措置
  - (3) 支払業務の円滑な執行
  - (4) 市内中小企業への相談、支援業務
  - (5) その他関連事項
- 2 この方針の実施にあたり、公金危機対応マニュアルを策定し、前項に掲げる事項の分担、業務内容等を定めるものとする。
- 3 会計管理者は、前2項に係る業務の取りまとめを行うものとする。

## (公金危機対応会議)

第4条 前条第1項の対応にあたり、必要に応じて公金危機対応会議（以下「対応会議」という。）を開催し、相殺手続等について協議を行い、調整を図るものとする。

- 2 対応会議は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 3 対応会議は、会計室長が主宰する。
- 4 対応会議の事務を処理するため、事務局を会計室出納課に置く。

## (市長への報告等)

第5条 会計室長は、対応会議の結果を会計管理者に報告するものとし、必要に応じ、市長及び副市長に報告する。

附 則

この方針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職	所掌事項
財政局長	予算、資金関係
経済労働局長	地域経済
上下水道事業管理者	企業会計
交通局長	企業会計
病院局長	企業会計
会計室長	主宰、公金事務全般
その他	会計室長が必要と認めるもの